

Title	憲法学と各法学分野の役割分担・再考
Sub Title	Re-examining the proper division of roles between the science of constitutional law and other legal sciences
Author	山元, 一(Yamamoto, Hajime) 横山, 美夏(Yokoyama, Mika) 松本, 英実(Matsumoto, Emi) 高山, 佳奈子(Takayama, Kanako) 齊藤, 笑美子(Saito, Emiko) 武田, 芳樹(Takeda, Yoshiki) 石塚, 智佐(Ishizuka, Chisa) 北島, 周作(Kitajima, Shusaku)
Publisher	
Publication year	2015
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2014.)
JaLC DOI	
Abstract	<p>本研究は、グローバル化社会という文脈を意識化した上で、各法学分野からの成果を踏まえて、改めて憲法の規制力についての検討を行った。その結果、各法学分野による違いを踏まえながらも、これまで以上に、憲法学は他の法学分野との連携・対話を深めながら、憲法が掲げる価値と法制度を取り巻く意識の違いから、社会問題の淵源を捉え直す必要があることが明らかとなった。</p> <p>This research examined afresh the normative regulatory power of constitutional law through the contextual lens of the globalizing society and with reference to the results of the other legal sciences. It is concluded that, while it is certain that each legal science has its proper point of view, modern constitutional law science requires collaboration and dialogue with other legal sciences in order to grasp the causes of social problems from new perspectives, and to understand the differences between constitutional values and social consciousness with respect to various legal institutions.</p>
Notes	研究種目：基盤研究(C) 研究期間：2012～2014 課題番号：24530031 研究分野：公法学
Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_24530031seika

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 7 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530031

研究課題名(和文) 憲法学と各法学分野の役割分担・再考

研究課題名(英文) Re-examining the proper division of roles between the science of constitutional law and other legal sciences

研究代表者

山元 一 (Yamamoto, Hajime)

慶應義塾大学・法務研究科・教授

研究者番号：10222382

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、グローバル化社会という文脈を意識化した上で、各法学分野からの成果を踏まえて、改めて憲法の規制力についての検討を行った。その結果、各法学分野による違いを踏まえながらも、これまで以上に、憲法学は他の法学分野との連携・対話を深めながら、憲法が掲げる価値と法制度を取り巻く意識の違いから、社会問題の淵源を捉え直す必要があることが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：This research examined afresh the normative regulatory power of constitutional law through the contextual lens of the globalizing society and with reference to the results of the other legal sciences. It is concluded that, while it is certain that each legal science has its proper point of view, modern constitutional law science requires collaboration and dialogue with other legal sciences in order to grasp the causes of social problems from new perspectives, and to understand the differences between constitutional values and social consciousness with respect to various legal institutions.

研究分野：公法学

キーワード：憲法 公法と私法 グローバル化 近代主権国家 市民社会 憲法と国際法

1. 研究開始当初の背景

(1)本研究は、そもそも今日の日本社会において憲法は、一体どのような意味でどのような程度において規範的規制力を有しているのか、についてのメタ理論レベルの再点検を行う。そのことを通じて憲法の再定位を試み、今後の憲法解釈そしてより一般的に憲法学のあり方について再検討し、新しい時代の課題に応える憲法学のあり方を模索しようとしたものである。本研究は、憲法研究者が、一定の共通の知的基盤共有する民事法学・刑事法学・国際法学・比較法制史等の各法学分野の研究者と緊密な共同研究体制を確立し相互対話を行いつつ行う事を企図した。その到達すべき点は、憲法学の役割として他の実定法学とどのような役割分担が目指すべきであるかを明らかにすることであった。

(2) 憲法学に固有の最重要な課題が、<あるべき憲法解釈の探求>であることに疑いはない。実際、現代日本憲法学は、裁判の場・メディアの場・政治的場面・社会運動等の場面で、憲法解釈論や憲法に基づく立論を提出し、一定の政治的社会的影響を行使している。現代日本憲法学は、このように種々様々の場面で提出される憲法解釈が、単なる主観的好悪の感情や政治的願望に陥ることのないように、解釈方法論次元の議論を精緻化させ、審査基準のあり方を深化させる試みを継続的に行ってきた。本研究は、そもそも今日の日本社会において憲法は、一体どのような意味でどのような程度において規範的規制力を有しているのか、についてのメタ理論レベルの再点検を行い、そのことを通じて憲法学の再定位を試み、今後の憲法解釈そしてより一般的に憲法学のあり方について再検討し、新しい時代の課題に応える憲法学のあり方を模索しようとするものであった。

(3)本研究のより具体的な問題意識は、以下の通りである。日本国憲法は、日本における「国の最高法規」(憲法 98 条 1 項)として日本社会に対して一定の規範的規制力を行使し続けてきた。日本国憲法は制定直後から、その手続面と内容面双方に対する反発により、保守的政治勢力から憲法改正論が提起され、また憲法 9 条の下で制定者意思を否定する形で、再軍備が進められた。しかし、憲法改正は今日まで実現されておらず、また再軍備を許容したものの軍備の拡大については憲法の平和主義条項はそれなりの拡大抑止的效果を有してきた。これに対して、憲法判例の形成においては、判例の内容的側面について司法消極主義傾向がみられ、最高法規としての憲法の規範力を強く前面に押し出さない判例政策が一般化し、それに基づいた実定法的運用が長きにわたって定着してきたことは否定できない。このような状況は、政治的にはいわゆる 55 年体制の下で固定化された観があった。ところが、1990 年代以降の社会変動と政治的变化の中で次第に揺らぎを見せるようになってきた。保守政党の下で行われ

た行政改革や司法改革は、日本国憲法の名の下で、日本国憲法の理念をよりよく実現されるという問題設定の下で遂行されたものであったことがそのことを象徴している。このことは、現代日本社会のグローバル化の中で、従来の国家の役割や国際的環境が変化した結果、憲法の規範的規制力として何を求めるべきかの期待の地平が大きく変化しつつあることを示している。そこで本研究は、現代日本社会において憲法がどのような規範的規制力を有しているか、そして有するべきなのか、について、現時点における憲法の最高法規性の構造と動態の検証を試みる。その際、憲法と規範秩序との関係という分析視角を設定し、それを踏まえた上で、今日求められている憲法学のあり方、そして憲法解釈のあり方について分析・検討・再評価を行い、今後の指針を導出しようとするものであった。

2. 研究の目的

上で述べたように、本研究は憲法と規範秩序の関係という視点を分析軸として設定して研究を遂行するが、そこにおいて規範秩序とは、憲法以外の一定の自律性を備えた社会的・法的規範であって、憲法の名の下にもたらされる規範と、緊張・対立・協働しながら、日本社会を規範的に秩序立てている規範的存在である。そこには、「社会通念」として判例において処遇されてきたものがふくまれることは当然であるがをも当然含まれる。本研究は、(i)そもそも、明治期日本において規範秩序形成と憲法がどのように関係していたのかについて検討する。(ii)1990 年代までの日本の戦後社会において、憲法と規範秩序がどのように連関してきたのかについて、明らかにする。具体的には、<(a)高次の社会的価値 (b)憲法典+憲法的価値 (c)諸々の民事法的刑事法的制度 (d)法制度を取り巻く意識>、という仮説的な定式をさしあたり措定して、これらの相互作用によって暫定的に規範秩序が形成され、変動し続けていくものとして理解する。その上で、(a)(b)(c)相互間の相互作用の具体的様相について、各法分野における重要な問題を抽出して明らかにする。(iii)1990 年代以降のグローバル社会化の中で、例えば国際的環境規制・経済取引の強化や犯罪の国際化の中で、(ii)で見られた憲法と規範秩序との関係が、経済的秩序。民事法分野・刑事法分野・国際法分野において大きく変容していることを検証する。具体的には、グローバル化の中で、自由観、平等観、公正観、安全観等がどのように変化しているのかを、憲法と各法分野とを視線を交錯させつつ明らかにする。(iv)(i)(ii)(iii)で得られた研究成果を前提としつつ、特別法も視野に入れた民事法分野の判例や学説との関係における現在の憲法解釈をめぐる諸問題を検証することを通じて、規範秩序における憲法の規範的規制力のありようを明らかにする。(v)以上の考察を踏まえて、現代日本社会におけ

る憲法学と他の実定的諸分野の法学との役割分担を明確化させることを通じて、実定法学の中における憲法学の役割そのものの再定位を試みた。

3. 研究の方法

(1)平成 24 年度は、主に現在の状況を分析するための準備作業にあてられた。具体的には、憲法と規範的秩序の関係について、大日本帝国憲法形成期と日本国憲法制定期を照射し、法制史的・民事法的・刑事法的観点を踏まえた歴史的・理論的検討が行われることが予定された。平成 25 年度は、グローバル化の下にある現代日本社会における憲法の規範的規制力について、(1)経済的秩序、(2)民事法分野、(3)刑事法分野、(4)国際法分野の 4 点について、それぞれ重要な論点を抽出して、その現状とあるべき役割について検討することが予定された。平成 26 年度は、それまでの研究成果を踏まえた上で、憲法の規範的規制力はどのようなものであるべきかについて、憲法以外の法学分野の研究者からの問題提起を受けて検討し、この課題を検討することを通じて、憲法学の役割を、他の実定法学との連関において再定位させることが予定された。

(2)平成 24 年度は、平成 25 年度に予定される現状分析の前提作業として歴史的・理論的検討を行うことが予定された。具体的には、戦後日本国憲法の制定に伴い、旧憲法下で成立していた規範秩序と新たに制定された憲法との間で生じた緊張関係がいかなる制度形成と判例・学説形成をもたらしたか、について、特に、民事法と刑事法の領域が検討された。

(3)平成 25 年度は、1990 年代までにおける戦後諸制度と判例・学説の発展を踏まえて上で、グローバル化によってもたらされた現代日本社会の変動によって規範秩序及び憲法の規範的規制力がどのように変化し、現状において憲法にどのような規範的規制力が求められるに至っているかについて検討する。すなわち、現代日本社会の構造的変容の中で自由・平等・公正・安全観がどのように変化し、そのことのゆえに、(i)経済的秩序をめぐる諸問題、(ii)民事法分野、(iii)刑事法分野、(iv)国際法秩序との関連、においていかなる変化が生じ、憲法の規範的規制力についていかなる問題状況が生み出されているかについて検証することであった。具体的には、グローバル化が求めている諸政策の形成・実現との連関及び対抗で、経済的秩序として何が観念されるべきか、民事法および刑事法の基本原理として何を観念し、それらを憲法の規範的規制力とどのように関係づけるべきかについて検討し、民事法の解釈・刑事法の解釈にとって憲法の規範的規制力がいかなる役割を果たすべきか、国際法秩序と憲法はどのように関連するべきか、について検討する。すなわち、(i)経済的秩序をめぐる問題に関

して、日本の社会経済秩序を構成する社会経済政策・経済市場の設計・規制緩和が憲法の規範的規制力とどのように関連するかを検討することであった(中島徹『財産権の領分』2007)。

(ii)民事法分野において、〔A〕私法の基本原則と憲法の関係について、憲法学・民法学においてこれまで議論が積み上げられてきた憲法 = 民法関係論を再訪し、主に人権価値との民事的法規の関係性について検討することであった。(a)既存の民事法規の解釈に際して憲法的価値をそこにどれだけ読み込むことが許容されるのか、(b)既存の民事法規が存在しない場合に、民事の一般法として憲法規範秩序を援用することができるかどうか、できるとすればその範囲はどのように画定されるのか、について最新の民法学説の動向を踏まえて検討することであった。〔B〕家族法分野に関して、「非嫡出子」の相続区分は、家族法研究者の間でも激しい対立的となってきた(例えば、1993 年の座談会「非嫡出子の法的地位をめぐって」ジュリスト 1032 号)が、憲法学において一般的な近代的な「個人の尊重」の貫徹を擁護する違憲論に対して、民法・家族法学説において有力な一夫一婦制に基づく核家族の擁護にこそ家制度との断絶という意味での近代性を見る立場も成り立つ。こうした解釈実践における憲法の規範的規制力を探るため、民法親族編と憲法の接点を戦後の憲法学説および家族法学説を再検討し、他方で、憲法がこの分野を貫通する規制力を持たなかったとすれば、その理由を考察する必要がある。日本法の特徴は、婚姻が、法的手続・効果の面で簡素であるにもかかわらず、社会規範として強い規制力を発揮している点にあり、これは非嫡出子 / 嫡出子の相続区分を堅持すべきとする世論によっても確認できる。こうした秩序を形成した日本の条件とは何かを戸籍制度を含めて検討し、今日のグローバル化の中でいかなる変容を被っているかを検討することであった。(iii)刑事法分野に関して、憲法規定の立法権に対する規制力の再定位、憲法的諸価値の擁護の名の下に基づく刑事法規制の正当化とその制約をめぐる諸問題を検討する。具体的には、現在、治安や被害者・遺族の処罰感情を重視する立法が重ねられており、適正手続の保障および実体的デュー・プロセスからどのように限界を設定するかが検討の対象となる。実質的違法性の理解では、表現の自由や労働基本権などの憲法的価値と刑事規制との対立の処理が問われる。刑事責任に関しても、行動の自由の保障や、行為者人格への刑罰による介入の許容性が問題となり、さらに刑事責任が否定される場合にも、医療的強制措置における憲法の規範的規制力が問題となる。刑法各論にも、生命の保護や名誉毀損、表現活動のための建造物侵入などの問題を刑事法理論との視線の交錯を行いつつ検討する。(iv)国際法秩序にか

かわっては、〔A〕国際人権法と憲法との関連が問題となる（寺谷広司『国際人権の逸脱不可能性』2003）。国内の人権裁判において国際人権規範を援用する国際人権訴訟における人権法源のトランスナショナル化現象への対応が問題となる。〔B〕国際社会の組織化の時代における国連システムが憲法解釈に与える影響を検討する必要がある。たとえば、国連憲章では集団的自衛権を認めているが、それ以外にも、近年安保理決定によって多くの紛争で加盟国が武力行使することが正当化されていること、人道的介入の議論の存在、また、日本が多様なPKOに参加するようになったことは、憲法9条の解釈や改憲論に影響を与えていることが問題となる。

(4)平成26年度は、平成24年度及び25年度において得られた研究成果をふまえて、憲法学の役割の再定位を試みる。()「分野分担」思考 それぞれの法分野がそれぞれの仕方グローバル化に対応し、憲法の規制力の低下を好意的に受け止める考え方、と、()「憲法秩序」思考 それぞれの法分野のグローバル化への対応に一定の規制力を及ぼすことができるように憲法秩序を再定位させる考え方を対立軸として設定し、各法分野ごとにそれぞれの思考の適用可能性と限界を検討することであった。具体的には、憲法分野内部における精神的自由にかかわる領域と経済的自由にかかわる領域、民法分野・刑事法分野・国際法分野のそれぞれにおいて、いかなる意味と程度において憲法の規範的拘束力を求めるべきかについて、立体的に議論を行い、このような作業を通じて、総括的に憲法学の役割の再定位を試みることであった。

4. 研究成果

これまでの研究の結果として、グローバル化社会という文脈を意識化した上で、以下の研究成果を得ることができた。

各法学分野と憲法との関連について、まず民法分野においては、第1に、嫡出子と非嫡出子との間の相続分の区別について、血族相続それ自体が、被相続人との親族関係という生来的身分を基準に相続権を付与する点で本質的に平等原理と緊張関係を有する。そのなかで、血縁主義により「子」の身分を捉える理解ないし社会意識がわが国に広く存在することを指摘できる。相続法における平等の問題については、民法が措定する親子関係の原理と、法律家が自己の社会意識を基礎に想定する親子関係の原理の齟齬を解消することが、憲法との関係に関する議論を前進させるために必要であることが明らかになった。第2に、契約に関しては、私的自治の尊重と契約の憲法適合性をどのように両立させるかにつき、民法2条の役割が重要であることがわかった。すなわち、契約内容が憲法に違反する場合には、民法上も公序良俗違反により無効となりうるが、それには、契約

内容を確定する必要がある。その際、当事者の意思が明確でない場合、契約当事者の立場に立った「通常人」がどのように考えるかが基準となるとされている。しかし、「通常人」の意識が憲法適合的である保証はない。とりわけ、社会のなかで広く共有され、「通常人」が有しているであろう社会意識が憲法適合的でない場合、「通常人」の意思は、憲法およびそれを具体化する民法2条によってスクリーニングされる必要がある。それにより、現実の「通常人」の憲法適合的ではない意思が契約内容に取り込まれ得ることを防止することが可能になる。

次に刑事法分野においては、児童保護や国家体制変革期における「移行期正義」の検討や刑罰抑制的な方向性での国際人権水準の向上と憲法解釈との架橋の可能性が検討された。その結果得られた成果としては、一方で、単に処罰を追求するのではなく、より実効的な安全・平和を確保する視点に立つべきこと、他方で、普遍的な人権の保障はそれによっても犠牲にされるべきではなく、国際人権法の取組みを進めるべきことである。性差別の撤廃や社会福祉の充実を図る各国の立法動向、また、国際刑事法における死刑廃止や地域的な移行期正義実現の試みは、国際法による刑事的対応や日本の刑事制度の今後のあるべき方向性を探る際に、有益な示唆を与えうるものである。日本の刑事法学において今後は、基本的人権との調和を意識した犯罪論・刑罰論が強く求められているといえる。

国際法分野においては、グローバル化が進む現在、国際人権法の分野のみならず憲法と国際法が相互に関係する分野が多岐に及んでいる状況を受けて、国際社会の「憲法（Constitution）」ともみなされる国連憲章を中心とする国際法の階層化の観点から国際法と国内法の効力関係を再考した。具体的には、「法外のもの」が法解釈に影響を与えたとと思われる具体例を挙げながら、グローバル化が進む中での国内法への影響などを分析し、また、ICJ設立後の実行による発展、特にいかなる紛争に対して裁判管轄権を行使することができるのか、といった点を検討することによって、国内憲法学への議論の素材を提供した。国連を中心として国際社会の組織化が進む現在、国連法システムの国内法体制への影響力は無視できないものであり、国内法秩序からみたこの問題の検討の必要性を研究成果として指摘することができた。

行政法分野では、まずグローバル社会の進展の中で、従来、公的主体が主として行っていた公的活動が、多様な担い手によって行われるようになる。このような公的活動の担い手の多元化の問題に対して、従来、国家及び公共団体を規律対象としてきた諸種の公法規範の射程についていかに考えるべきか、行政法学が公法規範として位置づけてきた個々の法源-憲法、個別法律、法の一般原則-の内容、射程について、公法規範の体系を貫

く柱として位置づけられてきた憲法の射程の変化を意識しながら検討を行い、それぞれの公法規範による対応の可能性とその限界を明らかにした。このような公的活動の担い手の多元化は、逆にいえば、従来、国等の行政主体に対して客体として位置づけられていた「私人」の位置づけの多元化をも意味するものである。この点、古典的行政法学における国家と私人の区別に関する理論を出発点とし、その内容を確認しつつ、近年各論的に論じられてきた行政上の法律関係における「私人」の位置づけに関わる議論をとりまとめることにより、今後、私人の位置づけの多元化に関する問題を論じるための総論的な枠組みの構築を試みた。

さらに比較法学の見地からは、日本法を混合法として捉える視点が提示された。混合法の視点と方法とは、日本法の特徴をつかむ上で、またグローバル化を考える上で有益である。第1に、近年注目を浴びるようになった混合法(mixed legal system)理論では、まず英米法と大陸法の混合が問題とされる。日本国憲法は格好の混合法素材であるし、両法の混合を自覚的に分析することが憲法の特質を明らかにすることにもつながるのではないか。さらに日本法一般についてこの混合を分析することは日本法の特徴を把握・提示するために有効ではないかと考えられる。第2に、英米法・大陸法の混合法という観点は、興味深い比較対象も招き入れる。南アフリカでは、憲法39条(1)(c)が人権規定解釈における外国法参照の可能性を定め、実際の判決の中で日本法も参照されている。トランスナショナルな人権規範を考えていく上で、非常に興味深い。第3に、混合法理論は、大陸法と英米法以外の法の混合も問題とする。この点で、日本法は大陸法と慣習法の混合法である、とする外から見た日本法のとらえ方が注目に値する。

以上のような他の法学分野からの問題提起を受けて、憲法では、まず社会経済的秩序と憲法の規制力について改めて検討が行われた。その結果、憲法が保障しようとする価値と実際に法制度が設計される際にモデルとされた社会のあり方の違いから、社会経済領域における憲法の構想が十分に実現されない可能性があることが指摘された。また、憲法の人権法源については、従来のように憲法の最高法規性に拘泥して、トランスナショナルな人権規範を単なる参照規範にとどめることの限界が明らかになりつつあり、このことは最高裁2013年婚外子相続分違憲決定の思考様式と共鳴していることが示された。

また、本問題に関わる憲民関係については、厳しい意見の対立をかかえつつも、実際にはこの対立は憲民学説の対立ではなかったことや両ディシプリン間における問題意識の共有が確認でき、事件の具体的処理のあり方をめぐって両ディシプリンのよりよい協働関係が築かれえたのではないかとこの課題が

提示された。さらに、法のグローバル化状況の下では、ハーグ条約批准が示唆するように、家族領域においても、憲民のディシプリンの区別を超えた形で、「国家からの自由」として典型的にイメージされたこれまでの人権とは異なる新たな人権が形成される可能性が指摘できた。

社会経済的秩序と憲法の規範的規制力の関係については、憲法が保障しようとする価値と、実際に法制度が設計される際にモデルとされた社会のあり方の違いから、社会経済領域における憲法の構想が十分に実現されない可能性があることが明らかになった。また、憲法規範の役割を裁判規範に限定して理解してしまうことの問題点も浮き彫りとなった。憲法という法システムが用意している複数の仕組みを組み合わせることによって、ようやく社会問題に対応可能な構想を提案することができる。このように、特定の条文解釈だけにとらわれるのではなく、憲法という法システム全体の構想を明らかにしようとすることの重要性が本研究課題によって明らかにされた。

このようにして試みしてみると、グローバル化という状況の下でこれまで以上に、憲法学は他の法学分野との連携・対話を深めながら、憲法が掲げる価値と法制度を取り巻く意識の違いから、社会問題の淵源を捉え直す必要があることが明らかとなった、といえよう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計19件)

山元一、「憲法的思惟」vs「トランスナショナル人権法源論」、法律時報、査読無、87巻4号、2015、74-79

山元一、現代憲法理論における主権「市民主権論」をめぐる一考察、法学、査読無、77巻6号、2014、235-269

山元一、憲法の射程、法律時報、査読無、85巻5号、2013、4-10

横山美夏、個人の尊厳と社会通念、法律時報、査読無、85巻5号、2013、11-16

高山佳奈子、平成26年版犯罪白書を読んで―特集部分に関して、法律のひろば、査読無、68巻1号、2015、13-21

高山佳奈子、高齢犯罪者の実態と特質、刑法雑誌、査読無、53巻3号、2014、48-62

高山佳奈子、家族関係の刑事的規制、法律時報、査読無、85巻5号、2013、17-22

高山佳奈子、「責任主義」と「比例原則」、刑法雑誌、査読無、53巻1号、2013、71-83

高山佳奈子、死刑制度をめぐる問題、法律時報、査読無、84巻5号、2012、36-40

松本英実、グローバル化と比較法、法律時報、査読無、87巻7号、2015、86-91

松本英実、比較憲法の視点、法律時報、査読無、85巻5号、2013、49-53

齊藤笑美子, 婚外子相続分区分と憲民関係, 法律時報, 査読無, 85 巻 5 号, 2013, 43-48

齊藤笑美子, 戸籍による国民の把握とその揺らぎ, 公法研究, 査読無, 75 号, 2013, 117-128

武田芳樹, 社会労働領域と憲法学, 法律時報, 査読無, 85 巻 5 号, 2013, 37 - 42

武田芳樹, 衆議と戦略 裁判官たちを拘束するものは何か, 山梨学院ロー・ジャーナル, 査読無, 8 号, 2013, 133 - 167

石塚智佐, ICJ 判決の解釈請求における新傾向 プレア・ビヘア寺院事件を素材として, 城西国際大学紀要, 査読有, 23 巻 1 号, 2014, 47-67

石塚智佐, 国際司法裁判所の管轄権審理手続 実行と裁判所規則改正の交錯, 一橋法学, 査読有, 12 巻 2 号, 2013, 623-653

石塚智佐, 国連主要機関による決定の国内実施について - 最近の実行からみた憲法学への若干の問題提起, 法律時報, 査読無, 85 巻 5 号, 2013 年, 31-36

北島周作, 公的活動の担い手の多元化と「公法規範」, 法律時報, 査読無, 85 巻 5 号, 2013, 23-30

〔学会発表〕(計 2 件)

松本英実, 「混合法の観点」、法制史学会東京部会第 242 回例会「信託法の国際的変容— 比較法制史の観点から」(立教大学、東京都)、2012 年 9 月 15 日

松本英実, 「ミクスト・リーガル・システムと日本法」、比較法学会第 75 回学術総会ミニシンポジウム C (京都大学、京都市)、2012 年 6 月 2 日

〔図書〕(計 8 件)

山元一他, 岩波書店, シリーズ日本の安全保障 3 立憲のダイナミズム, 2014, 304

山元一他, 有斐閣, 高橋和之先生古稀記念・現代立憲主義の諸相(上巻), 2013, 713

高山佳奈子他, 信山社, 性暴力と刑事司法, 2014, 274

高山佳奈子他, 法律文化社, 自由と安全の刑事法学, 2014, 745

高山佳奈子他, 日本評論社, 改正児童ポルノ禁止法を考える, 2014, 196

松本英実他, Les Editions Mare & Martin, Rencontre franco-japonaise autour des transferts de concepts juridiques, 2014, 304

石塚智佐他, 国際書院, 「法の支配」と国際機構 その過去・現在・未来, 2013, 278

北島周作他, 有斐閣, 行政法の争点, 2014, 288

〔産業財産権〕

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山元 一 (YAMAMOTO, Hajime)
慶應義塾大学・法務研究科・教授
研究者番号: 10222382

(2) 研究分担者

横山 美夏 (YOKOYAMA, Mika)
京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授
研究者番号: 80200921

松本 英実 (MATSUMOTO, Emi)
青山学院大学・法学部・教授
研究者番号: 50303102

高山 佳奈子
京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授
研究者番号: 30251432

齊藤 笑美子
茨城大学・人文学部・准教授
研究者番号: 20456297
(平成 24 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日)

武田 芳樹
山梨学院大学・法務研究科・准教授
研究者番号: 00546327

石塚 智佐
城西国際大学・経営情報学部・助教
研究者番号: 30614705

北島 周作
東北大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授
研究者番号: 00515083
(平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日)

(3) 連携研究者

()

研究者番号: